

宮城県塩釜高等学校 同窓会会則

＜第一章 総 則＞

(名 称)

第1条 本会は、宮城県塩釜高等学校同窓会と称する。

2. 所在地は、宮城県塩釜市泉ヶ岡10番1号とする。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展と社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 母校教育事業の後援
2. 会員相互の親睦と情報交換並びに交流
3. 会報の発行
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事項

＜第二章 会 員＞

(組 織)

第4条 本会は、次の会員を以って組織する。

1. 正会員 (1) 宮城県塩釜高等学校の卒業生
(2) 旧宮城県塩釜高等学校の卒業生 (付則)
(3) 旧宮城県塩釜女子高等学校の卒業生 (付則)
2. 準会員 母校在校生
3. 特別会員 平成22年4月1日以降、塩釜高等学校に勤務した職員

(会員の名簿)

第5条 本会は、必要に応じて会員名簿を作成することができる。

(支 部)

第6条 本会は、必要に応じ支部を設置することができる。

2. 会則については、支部においてこれを定める。

＜第三章 役 員＞

(役員の構成)

第7条 本会は次の役員を置く。

会長	1名
副会長	5名以内
理事	若干名
監事	3名

(役員の選任)

第8条 理事及び監事は、総会において会員の中から選出し、会長・副会長は、理事の互選によりこれを選任する。

2. 任期中において理事に欠員等生じた場合には、会長は理事会の承認を得て隨時補充できるものとする。但し、次期の総会において追認を受けなければならない。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議執行する。
4. 監事は、本会の会務を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年間とし就任後第2回目の定時総会終了のときに終わる。

但し、再任を妨げない。

2. 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなければならない。

＜第四章 相談役・顧問・委員及び職員＞

(相談役・顧問)

第11条 本会に相談役・顧問を置くことができる。

2. 相談役・顧問は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
3. 相談役・顧問は、本会の重要な事項に関し会議に出席の上、意見の具申並びに会長の諮問に応じる。

(委員会)

第12条 第3条(事業)に規定する本会の業務・運営を分担するため、委員会を設けることができる。

2. 委員会は、委員長並び委員をもって構成する。
 3. 委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 但し、会長を除く副会長・理事は各委員会に所属し会務に従事するものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務の管理並びに各委員会の事務を補佐するために、事務局を設ける。

2. 事務局は本校内に置き、事務局長並び事務局員若干名を理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(規則の規定)

第14条 委員会並び事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を得て会長が別に定める。

<第五章 会 議>

(会議の種類)

第15条 本会の会議は総会並び理事会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)

第16条 定期総会は、毎年1回7月第1土曜日に開催するものとする。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催できる。
3. 総会を開催する場合、会長は、会議の目的・日時・場所その他、必要事項をあらかじめ、文書もしくは、公告にて通知するものとする。
4. 総会の決議は、出席会員の過半数以上の同意をもって決定する。
5. 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の決議事項)

第17条 総会は、この会則に別段の定めがあるもの他、次の事項を決議する。

1. 役員の選任に関する事項
2. 会則の変更、規約の制定に関する事項
3. 事業報告・決算並び事業計画・予算
4. その他、必要と認めた事項

(理事会)

第18条 理事会は、理事並び監事をもって組織する。

2. 相談役・顧問は、理事会に出席し意見を述べることができる。
3. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の開催及び招集)

第19条 理事会は、会長が必要と認めたときまたは、理事の3分の1以上の要求があったときは、会長がこれを招集する。

(理事会の議事)

第20条 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。但し、委任状の出席を認める。

2. 理事会の議事は、出席者の過半数をもって、但し可否同数の時は議長をもって決する。

(理事会の付議事項)

第21条 理事会は、次の事項を決議する。

1. 総会に提出すべき議案
2. その他、会務の運営に関して必要と認めた事項

<第六章 会 計>

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会 費)

第23条 本会の会費は、在校生（準会員）の拠出する入会金並び終身会費、その他必要あるときに徴収する臨時の会費とする。その額は別に定める。

2. 寄付金とする。

(経 費)

第24条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてるものとする。

<第七章 会則の改正>

(会則の改廃)

第25条 本会の会則に関する事項・規約の制定は、総会の決議による。

(付 則)

1. 本会設立年月日は平成22年4月1日とする。

尚、本会則は平成22年4月1日から施行する。

2. 第4条（組織）の正会員のうち

(1) 宮城県塩釜中学校、併設中学校、宮城県塩釜高等学校の卒業生・定時制の卒業生及び本会の理事会において推挙された者

(2) 塩竈実科高等女学校、宮城県塩竈高等女学校、宮城県塩竈女子高等学校の卒業生・定時制の卒業生、同併設中学校の卒業生

3. 平成27年7月4日一部改正

平成29年7月1日一部改正